

平成28年9月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 平成28年10月12日(水) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時42分

場所 第3委員会室

出席委員 土屋恵一委員長
新井豪副委員長
宇田川幸夫委員、永瀬秀樹委員、柿沼トミ子委員、齊藤邦明委員、
小谷野五雄委員、水村篤弘委員、吉田芳朝委員、岡重夫委員、藤林富美雄委員、
木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]
中原健一企画財政部長、小島康雄企画財政部副部長、土田保浩地域政策局長、
堀光敦史財政課長、山崎明弘計画調整課長、竹中健司地域政策課長、
加藤繁企画総務課長、徳重覚市町村課長
[総務部]
上木雄二税務局長、坂本泰孝税務課長
[福祉部]
金子直史地域包括ケア課長、谷澤正行高齢者福祉課長、今泉愛少子政策課長
[都市整備部]
白石明住宅課長
[産業労働部]
浅見健二郎観光課長、齋田克巳産業労働政策課副課長、
藤岡晃一就業支援課副課長、佐々木直子ウーマノミクス課副課長
[農林部]
横塚正一農業政策課副課長
[保健医療部]
二見康健康長寿課副課長

会議に付した事件

地方財源の確保対策について
地方創生について
市町村の魅力ある地域づくりへの支援について

宇田川委員

- 1 地方の財源不足額が平成28年度の4.8兆円から平成29年度の6.4兆円に拡大する理由は何か。
- 2 ふるさと創造資金について、平成28年度予算15億円の現段階の執行率及び昨年度の執行率はどのようになっているのか。

財政課長

- 1 大きな要因が二つある。一つ目は、歳出が85.8兆円から86.4兆円と0.6兆円伸びているのに対し、歳入の地方税等は41.1兆円から41.3兆円と0.2兆円しか伸びておらず、社会保障費の伸びなどの歳出に対して税収が追いついていないことが挙げられる。二つ目は、制度的なことになるが、財源不足は地方交付税で補填されるものである。地方交付税法定率分等は15.7兆円から14.3兆円に減少しており、景気動向により地方交付税の原資となる法人税を含む国税五税の収入が落ちてきていることが挙げられる。

地域政策課長

- 2 ふるさと創造資金は市町村の魅力ある地域づくりを支援するものである。平成27年度は予算額15億円に対して6億8,790万円を交付しており、執行率は約46%である。平成28年度は他課で執行している分を含めない当課執行分として3億9,550万円を交付決定しており、執行率は約26.5%となっている。

宇田川委員

- 1 法人税が減収見込みとのことだが、埼玉県法人二税についても同様なのか。
- 2 ふるさと創造資金の執行率が低すぎると思うがその理由をどのように考えているか。今後、執行率をどのように上げていこうと考えているのか。

税務課長

- 1 法人二税は平成28年度当初予算額において、県税全体の約20%を占めており、国税である地方法人特別税から法人事業税への一部復元などの影響により、平成27年度決算額に対し約156億円増、率にして11.0%の増となる約1,573億円を計上している。法人二税は景気の動向に大きく左右される傾向にあることから、その動きを注視しているところであるが、国税である法人税の平成27年度収入が予算を約9,000億円下回った。今後、マイナス金利や円高などの影響も出てくることも考えられることから、平成28年度の法人二税の予算額の確保は予断を許さない状況である。平成29年度については、国の経済成長率の見通しなどを参考にしながら、適切に見込んでいくが、今後の県における法人二税の税収確保については厳しい状況と考えている。

地域政策課長

- 2 ふるさと創造資金の補助率は、原則として2分の1であるが、国は補助率10分の10の地方創生先行型交付金を創設したため、市町村はより有利な国の交付金を活用したものと考えている。市町村にとって有利な交付金の活用は、市町村のために県としても

推奨するところであり、結果として市町村振興基金を財源とするふるさと創造資金を長期にわたって存続させることができる。市町村事業でふるさと創造資金を活用できるものがあれば、未来会議の場で地域振興センターや当課からアドバイスをしていきたい。

宇田川委員

埼玉県も同様に法人二税は減収見込みということによいか。

税務課長

現時点では、税制改正の影響等により平成27年度に対してプラスを計上しているが、マイナス金利や円高、海外経済の情勢によるリスクもあり慎重に見極めていく。少なくとも楽観視はできないと考えている。

永瀬委員

- 1 臨時財政対策債の発行ではなく、国から地方への税源移譲を要望していくというのはどのような考え方なのか。
- 2 臨時財政対策債の配分方法の見直しについて、国にどのように要望していくのか。
- 3 ゴルフ場利用税を堅持することだが、そもそもゴルフ場利用税はゴルフ場利用者の現状に合っているのか。
- 4 重要業績評価指標となっている外国人旅行客数の狙いとして、雇用に与える影響をどう考えているのか。

財政課長

- 1 地方交付税法には財源不足が生じた場合に地方行財政制度の改正又は交付税法定率の変更を行うものとする明記されているので、法律に則って要望するものである。
- 2 九都県市首脳会議などあらゆる機会を通じて、財政力の高い団体への配分が過重にならないよう要望していく。

税務課長

- 3 ゴルフ場利用税は県税であり、そのうちの約7割はゴルフ場が所在する市町村に交付される。ゴルフ場が所在する市町村は山林原野が多く財政も厳しい。市町村は行政サービスとして、ゴルフ場利用税による財源をゴルフ場へのアクセス道路の整備や廃棄物対策、環境対策に活用している。ゴルフは東京オリンピックの正式種目として採用され注目されているが、その場合でもアクセス道路の整備や環境対策が必要であることに変わりはない。こうした行政サービスを提供するために、ゴルフ場利用者から税を徴収している。仮にゴルフ場利用税を廃止すれば、地元住民からの税を財源に充てなければいけなくなる。こうしたことから、引き続きゴルフ場利用税の堅持に向けた働き掛けをしていく。

観光課長

- 4 本県では、今後、ラグビーワールドカップ、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される。市町村や観光事業者と連携して、平成32年までに積極的に外国人観光客100万人誘致を目指していく。外国人観光客が増えれば、宿泊施設、土産物店、飲食店等のそれぞれの事業者が活性化する。観光産業は裾野が広いので、雇用も増加すると考えられる。

永瀬委員

- 1 臨時財政対策債について、新しい考え方で国に見直しを要望すべきではないか。
- 2 ゴルフはかつて高所得者層のスポーツだったが、現状のゴルフ場料金は必ずしもそうではない。そのような状況でプレーヤーだけから税を徴収するのはいかがなものか。プレーヤーに対してゴルフ場利用税の堅持を求めることの丁寧な説明が必要ではないか。
- 3 外国人旅行者の増加により、観光産業で県内の雇用がどれくらい増やせるか、きめ細かに追っていくことができないか。

財政課長

- 1 財源不足解消の特効薬はなく、原則に戻り、税負担とサービス水準の見直しを行うしかない。ただ、地方は地方税法に縛られ自由度は低い。受益と負担の関係をもう一度考えていきたい。歳出の改革が必要であり、経済情勢が上向くような歳出を選択し、集中して行うべきと考える。

税務課長

- 2 ゴルフに係る費用はほかのスポーツと比べて高額であり、そこに担税力を見だしてゴルフ場利用税が課されている。参考までに統計データによれば、ゴルフに係る年間の平均費用は13万4千円となっているが、乗馬は10万7千円、スキーは6万2千円、テニスは3万円であり、ゴルフは高い費用がかかっているところに担税力を見だしている。

観光課長

- 3 外国人観光客の増加がどれくらい雇用を増やすかについては、現在のところデータがない。今後、研究していく。

永瀬委員

コントロールできる県債残高は減少しているが、その減少分を投資に向けるべきではないか。

財政課長

今後の財政負担を勘案しながら、必要な投資をしていくのが基本的な考え方である。次世代への負担と必要な投資を両にらみで考えていく。

小谷野委員

- 1 健康寿命について、高齢者にはスポーツなどを通じて健康を維持していただきたいが、診療や薬の処方を増やすなど、医療費をかけることで健康を維持しているのが現状ではないのか。
- 2 平成31年度末までに特別養護老人ホームを1万床整備していく計画だが、達成できるのか。
- 3 サービス付き高齢者向け住宅は、入居のトラブルで出入りが多いと聞いているがどう対応しているのか。
- 4 特別養護老人ホームを増やしているが、介護職員の確保に今後どう取り組んでいるのか。

健康長寿課副課長

- 1 健康寿命を延伸し、医療費の増大を抑制するため、県は健康長寿埼玉プロジェクトを推進している。今年度は、29市町村が、医療費抑制効果が認められた「毎日1万歩運動」や「筋力アップトレーニング」に取り組んでいる。仮に、40歳以上の県民の10%が「毎日1万歩運動」に取り組んだ場合には計算上年間約100億円、「筋力アップトレーニング」に取り組んだ場合には約300億円の医療費抑制効果があると見込まれる。

高齢者福祉課長

- 2 平成27年度実績は目標を若干下回ったものの達成率は99.8%である。昨年度、入札不調により施設ができなくて今年度に延期されたものについては6月15日に施設ができた。また、今年度に延期したものについては来年4月オープンに向けて整備を進めている。
- 3 当課に入居のトラブル相談が入った場合には、現地に赴いて状況を把握し、対応している。
- 4 介護人材については、確保・定着・イメージアップの3つの柱で取り組んでいる。今年度からは、元気な高齢者による介護現場での就労支援の取組や人材育成等に優れた取組を行う介護現場を認証して表彰したり、非正規雇用労働者や離職した介護職員の復職支援に取り組んでいく。

小谷野委員

高齢者の中には毎週のように病院に通っている人や、大量の薬を処方してもらっている人もいる。薬漬けでなく、体を動かして健康になってもらいたい。医師の判断により薬の量を減らすことができるのではないか。体を動かして健康になるよう取り組むとともに、過剰な処方にならないよう、医師会に働き掛けてほしいがどうか。

健康長寿課副課長

運動することで健康になり、通院や薬が減るのは望ましいことだと思う。健康長寿埼玉プロジェクトには、今年度は約15,000人が参加しており、今後も拡大させていきたい。また、医師会への働き掛けについては、関係課と協議して検討していきたい。

藤林委員

- 1 臨時財政対策債の「臨時」という言葉について、国はどのように捉えているのか。
- 2 地方に負担を転換するのではなく、以前のように交付税の特別会計の中で原資を調達するようなことはしないのか。
- 3 臨時財政対策債の元利償還金は100%交付税措置されるとのことだが、県の持ち出しがないと本当にいえるのか。
- 4 重要業績評価指標である生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率については、学習支援に参加している人の進学率となっており、生活保護世帯全ての進学率となっていない。生活保護世帯全般への学習支援という視点が適切だと思うが、どのように考えているのか。

財政課長

- 1 臨時財政対策債は、制度的には平成28年度までの3年間という期限を区切って発行

できるものであり、平成13年度からこのような臨時的な措置が続いている。「臨時」についての国の考え方としては、恐らく時限立法であるからではないかと推測している。こうした臨時的な措置が続いていることについては、由々しき問題であると認識している。

- 2 平成13年度に臨時財政対策債ができる以前の数年間は国の借金として交付税特別会計で借入れを行い、地方に配分していた。国としては、負債の全体増が見えにくいということで、地方に起債させる形にしたものであり、以前の制度に戻ることは難しいと考えている。
- 3 国と地方の信頼関係の下、100%交付税措置されるという前提で財政運営をしている。これまでも基準財政需要額に算入されなかったことはないので、将来にわたっても基準財政需要額に算入されるものと考えている。ただし、交付税の総額が確保されなければ、単に基準財政需要額に算入されたというだけになってしまうので、交付税の総額を確保していくことが重要であると考えている。

計画調整課長

- 4 御指摘のとおり、学習支援教室に参加した生徒の進学率を高めるという指標となっている。大切なのは教室に多くの生徒が参加してもらうことであり、各市、県の福祉事務所は、対象の生徒がいる生活保護世帯等に対して教室への積極的な参加を促していると聞いている。

藤林委員

臨時財政対策債は将来にわたって100%交付税措置され、最終的に地方の持ち出しとはならないということによいのか。

財政課長

制度設計は国がこれから行う。県の持ち出しになることのないよう全力を尽くしていく。

岡委員

- 1 車体課税の見直しの実施時期の変更について、自動車取得税の廃止と自動車税の環境性能割の導入時期の延期による税収への影響額どのように見込んでいるのか。
- 2 重要業績評価指標であるサービス分野に関する経営革新計画を策定した中小企業の数について、経営革新計画の策定支援は行っているが、計画承認後の承認企業へのフォローアップはどうなっているのか。

税務課長

- 1 自動車取得税の平成28年度予算額は67億円、県税全体の7,640億円の0.9%である。自動車税は約10%の割合である。自動車取得税が廃止されると67億円の減収となる。国の地方財政計画から試算すると、新たに自動車税の環境性能割が創設されることで39億円の増収が見込まれるので、差し引きで28億円の減収を見込んでいる。

産業労働政策課副課長

- 2 計画の実行を支援するため、専門家の派遣や販路拡大のための販売アドバイザーの派遣などを行っており、今年度は69の商工会議所・商工会と連携してフォローアップを実施している。

岡委員

- 1 政府は自動車を取得しやすいように税負担を軽くしようとしている。税収が減る可能性があり、代替税財源を確保することを国に求めるとあるが、国の検討についてどのように考えているのか。
- 2 計画承認後フォローアップをして、計画の実行により成果を上げた企業をモデル企業として指定しているが、成果を上げた企業に対してはどのようなフォローアップをしているのか。

税務課長

- 1 自動車関係税の税収は、ユーザーの減少などから減少傾向にある。また、環境性能割の導入は環境対策を税制面から支援するという面もある。今回の税制改正は自動車取得税の廃止とともに自動車税の環境性能割が設けられており、制度設計としては現税収の9割を確保することとなっていることから、全体として減収となることは否めない。ユーザーの立場からは税負担が軽減されることになるが、税収確保の観点と環境対策の観点の両方に配慮しながら構築されていると認識している。

産業労働政策課副課長

- 2 モデル企業に対する支援としては、県の施策の情報提供などを行っているが、特段の支援は行っていない。今後の支援方法については検討していく。

木下委員

- 1 現在の基準財政収入額への地方税の算入率とこれまでの推移はどうなっているのか。
- 2 地方税の偏在度について、主要税目の税収が東京都、神奈川県、大阪府、愛知県などの大都市圏に集中しているとあるが、実際には東京都だけに集中していると思う。この見出しにした意図は何か。

財政課長

- 1 基準財政収入額への地方税の算入率は原則として75%となっており、ここ数年変わっていない。ただし、一部の税目については100%となっており、例えば、税源移譲があった税目については、移譲の前後でその影響を中立にするために100%となっている。

税務課長

- 2 税収の多い上位5団体をピックアップしたものである。

木下委員

東京都への偏在の是正を、神奈川県、大阪府、愛知県と一緒に主張するべきではないのか。

税務課長

税収の取り合いをしようとするのではなく、あるべき税収が適正に各団体に入ることが重要である。埼玉県も神奈川県も千葉県も同じスタンスでやっており、全国知事会や九都県市首脳会議でも共通の課題として議論している。

柿沼委員

地域の未来を考える政策プロジェクト会議を、これまで98回開催してきたとのことだが、その中で見えてきた地域の特性や課題などはどのようなものがあるか。

地域政策課長

地域ごとの特性は様々であるが、かなりの地域で人口減少や超少子高齢社会への対応を重要な課題としている。会議では、結婚支援や移住・定住の促進などは、市町村が単独で実施するのでは効果が限られるという意見もあったので、市町村間の連携事業の支援や、県と市町村による連携事業の実施を検討している。

柿沼委員

地域共通の課題を様々な角度から掘り下げる中で、新たに見えてきたものは何か。

地域政策課長

地域に共通する課題解決として、近接する地域の連携が中心であるが、一部では防災や交流人口の増加などの連携が必要な場合もある。例えば、県南地域や県北地域など距離の離れた地域同士をつなげることなども考えられ、地域政策課と地域振興センターが協力して取り組んでいく。